

|     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |
| 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 | 議事録 |

第四回宜野湾村議會議臨時會々議録

一九五九年九月七日宜野湾村議會議臨時會々村役所會議室に召集した

一、出席議員は次の通りである

| 議席氏 | 名       | 議席氏 | 名     | 議席氏 | 名      |
|-----|---------|-----|-------|-----|--------|
| 一   | 伊村 春正   | 八   | 知花 正夫 | 五   | 番 久盛雄  |
| 二   | 岸本 利定   | 九   | 米須 清祐 | 六   | 当山 伊太郎 |
| 三   | 坪 庄 莫一  | 一〇  | 伊本 公重 | 七   | 安次 善盛信 |
| 四   | 佐喜 莫 慎祐 | 一一  | 花城 清祐 | 八   | 稻 嶺 盛三 |
| 五   | 中山 勝豊   | 一二  | 中里 幸助 | 九   | 若 里 敏行 |
| 六   | 安里 良朝   | 一三  | 松本 利道 | 一〇  | 柳 原 正賢 |
| 七   | 崎 田 健一郎 | 一四  | 山本 朝徳 |     |        |

二、不出席議員は無し

三、出席議員は次の通りである

出席議員は出席議員と同じである

四、出席議員は無し

大市町村自治法第六十二條の規定に依り會議事仲説明のため出席した者は次の通りである

|     |       |      |        |
|-----|-------|------|--------|
| 村 長 | 伊村 春勝 | 財政課長 | 当山 全喜  |
| 助 役 | 莫屋 莫徳 | 経済課長 | 澤 岬 安一 |
| 収入役 | 伊村 春松 | 建設課長 | 桑 江 良徳 |

七、本議會議の書記は次の通りである

八、會議事件は次の通りである

議案第九号 財産の貸付に付て

諮問第一号 水道事業を行ふに付て

決議第七号 議員の本主消遣決議に付て

決議第八号 集戒刑法の撤廃と華族刑の改裁判移管要請決議

九、議事日程は次の通りである

日程第一 議案第九号 (第三読会)

日程第二 諮問第一号 (第三読会)

日程第三 決議第七号 (第三読会)

日程第四 決議第八号 (第三読会)

十、會議の顛末

長 午前十時三十分開會宣言

出席議員二十六名でありますので、よそ市町村自治法第五

十三條の規定に依り議会は成立致しますので、第四回村議

会臨時会を唯今より開会致します。

二、議案 集戒刑法の撤廃に付て、緊急動議として提出して頂くの

議 長 休憩致します(午前十時三十分)

三、議案 再開致します(午前十時三十分)

四、議案 一番議員の出席を報告致します

五、議案 會期に付てお諮り致します

六、議案 各委員長を集めて決めておきます

|   |   |                                   |
|---|---|-----------------------------------|
| 議 | 長 | 臨時議會の場合、條例に規定より三日前とあり、三日前とした。     |
| 議 | 長 | 八番、八番議員の出席と報告致します。                |
| 議 | 長 | 唯今、一五番議員より三日前と、八番議員より一日前とした。      |
| 議 | 長 | 御意見のありますので、表決致します。                |
| 議 | 長 | 一五番議員の三日前の御意見に賛成の方、挙手願います。        |
| 議 | 長 | 挙手した者三名多数であり、否決にりました。             |
| 議 | 長 | 八番議員の一日前の御意見に賛成の方、挙手願います。         |
| 議 | 長 | 挙手した者一名多数であり、三日前の御意見に賛成の方、挙手願います。 |
| 議 | 長 | 會議録署名議員の決定方法について、お諮り致します。         |
| 議 | 長 | 會議録署名議員は、議長の指名に一任する。新議を提出         |
| 議 | 長 | 致します。                             |
| 議 | 長 | 賛成致します。                           |
| 議 | 長 | 七番議員の、會議録署名議員は、議長の指名とする。          |
| 議 | 長 | 新議のあり、所定の賛成者があり、三日前の、新議は成         |
| 議 | 長 | 致しました。                            |
| 議 | 長 | お諮り致します。新議の通り議長指名と決定して、御異         |
| 議 | 長 | 議のありませぬか、(一五番、二四番)                |
| 議 | 長 | 全員賛成のし、(一五番、二四番)                  |
| 議 | 長 | 御異議のあり、認め、會議録署名議員の決定は議            |
| 議 | 長 | 長指名と致します。                         |

宜野湾村役所

|   |   |   |
|---|---|---|
| 議 | 長 | 八番議員(松花公大)一三番議員(松本利重)も<br>會議録署名議員と致します  |
| 議 | 長 | 日程に入りませう  |
| 議 | 長 | 日程第一議案第九号財産貸付に於て上提致します<br>書記せしめて御説せしめます   |
| 議 | 長 | 提案者御説明願います  |
| 村 | 長 | 先に教育委員会の陳情によりヨして村財産とイハセヨウ坪<br>と講入致しました。教育委員会では、校舎の割当が来ヨ二<br>とらつておりませうが、急いで提案致しましたので宜しとお<br>願ひ致します |
| 議 | 長 | 質疑に入りませう  |
| 議 | 長 | 提案者は此の議案も昔の場合、年の議會での議決も<br>調査せられて提案されたが、議決放しではソレロトと思ふ。  |
| 村 | 長 | 使用料を免除すると言ふ話はうかがつた。別改行政課で<br>は支障は無い事だ。提案した。   |
| 議 | 長 | 休職致します(午後一時四十分)   |
| 議 | 長 | 再南致します(午後一時四十分)   |
| 議 | 長 | 行政課の見解はどうか。知れぬが、ゴヤ市の場合はどうか<br>長直持現金も教育委員会に寄付しております。   |
| 議 | 長 | 若し日本復帰の場合土地を買ふ。貸す方法が良しと思ふ<br>又委員会としては、現金の補助を受けて、委員会を差控にし<br>たいとの要請である。                            |

宜野湾村役所

|   |   |   |
|---|---|---|
| 一 | 番 | 賦産取得條例(第三條第三項)期限の方は、條例で言う<br>一年の件   |
| 一 | 助 | 自治法第二四七條第二項によって、やつてある。使用料の目的<br>決議前後にありますと、一年を越えらる処分、貸付の決議<br>を要するのを提案した。           |
| 一 | 番 | その旨法第二四七條の一年を越えらる場合、一年を越<br>えらる場合、決議をやると、最大限二年とありますので<br>無期限にのりつけますか、(水取費)をとりつけますか、 |
| 議 | 長 | 休憩致します(午後一時五分)<br>再開致します(午後一時十分)  |
| 一 | 番 | 本員會が困ります。扱らる本員會、所有権も本員會<br>に移すと言ふことを主張を居ますか、村の立場として考へるに<br>おいて、おきかた、行政の面はあり、又本員會が、  |
| 一 | 村 | これは、これは、ばらばら、その理由を、   |
| 一 | 村 | 本員會に無償にするには、別に収入がらうので、この土地料<br>目を増すと、税金に困らる執行に困ります。                                 |
| 一 | 番 | 杉の木イントに、答えてもらいたい。   |
| 一 | 村 | 税減免の變化によつて、今から税金を上げると、本気で上げれば、<br>の性質であり、議會を、まゝおしはし、                                |
| 一 | 村 | 必要があり、有償とし、これに、これを、議決して、七ま、後で、<br>改定するに、困らる、  |
| 議 | 長 | 休憩致します(午後一時五分)  |

|   |   |                                 |
|---|---|---------------------------------|
| 議 | 長 | 再議致し(本年(と本年(再議))                |
| 村 | 長 | 委員會として中學校を欲し持て行く積りか             |
| 村 | 長 | 今の所、検討中である                      |
| 村 | 長 | P.T.A.がらうの陳情である                 |
| 村 | 長 | 委員會とP.T.A.両方がう来ておる              |
| 議 | 長 | 又休養同様の様下ありますので、質疑を打ちし、討論は又      |
| 議 | 長 | したと思ひます(ソウか)でせぬか、               |
| 議 | 長 | 要議はしと呼ぶものあり                     |
| 議 | 長 | 御要議は、ソウかと認め質疑を打ちります             |
| 議 | 長 | 討論は、ソウかと                        |
| 議 | 長 | 色々望めくりされたが、使用料をどうするかの問題を無期根     |
| 議 | 長 | 無償でも感しを要するが、政府としても、貸す方としても、権利を放 |
| 議 | 長 | 棄したくない、議員もあり、住込み負担もあります         |
| 議 | 長 | 機関が、別で、地方自治の本旨、個人において、使用料を一部負担  |
| 議 | 長 | と、若くは、原案に反対する                   |
| 議 | 長 | 次の通り、部外修築を提出します                 |
| 議 | 長 | 宜野湾村賦産の取得管理及び処分に関する條例第15條第1項但   |
| 議 | 長 | 書附設の規定を適用し、免除したしを消し、            |
| 議 | 長 | 原簿料は無償とする、                      |
| 議 | 長 | 池上村において、必要があるし認め、場合             |
| 議 | 長 | 有償とする(と、原案)                     |
| 議 | 長 | 賛成と唱う方もあり                       |
| 議 | 長 | 休養致します(と、原案)                    |

宜野湾村役所

議 長

再南致しませ(千石忠時一分)

一部修ぶ業 書記をして朗読せしめます

唯今の一部修ぶ業に御異議ありませんか

異議なしと唱う方もあり

議 長

御異議がたつとも認め合會一致で議案第三九号 財産の貸付

に付てを修ぶ可決と定致します

議 長

日程第三 諮問第三号 水道事業を行ふに付て上掲致します

書記をして朗読せしめます

村 長

提案者の説明を願います

水道事業を早く進めたいと、その議会で議決をしたが、その資

金を貸り入れるためにかけ廻すおろ

環銀としては 普天向大謝名まで配管が通ります(水道公社)

村のとがかりで困る水道公社とも良く話し合つてもらいたいと

言つた水と村民に二日も早く水とたいと言つた意味が計画した

これは何時頃完成するかと、五月頃と言つと、水道公社より後

に始まりで、何の分、水道公社としても、これは重要な問題であり

ますので、貴方がその資料を出して呉れ、二つらを出す、それを所

を検査し様と

水道公社としても早く完成すし、又料金も安くおろすので、契約

して呉れと

議 長

質疑に入ります

番 環銀の資金が不可能と言つた証でありますが、何時頃分かつたか

宜野湾村役所

|    |   |   |
|----|---|---|
| 村  | 長 | 是れは七月五日に知った。  |
| 一五 | 番 | 議會の時には流銀は資金を出すて話し合いたと言つておつた。  |
| 村  | 長 | 水道公社と話し合ひの結果  |
| 一五 | 番 | 水道公社の発足に於いて、自己水源を持たねば出来ないと、その理由が  |
| 村  | 長 | 水道公社としては宜野湾にその條件を伏して居る。後で課長が説明す。  |
| 一五 | 番 | 本議會では宜野湾の方と議決したが、水道公社の方が宜野と云うことは如何。   |
| 議  | 長 | 休憩致しませう。(午後四時一五分)   |
| 二  | 番 | 再開致しませう。(午後四時四十分)   |
| 二  | 番 | 水道公社の件、本委員會では話し合ひは、自己水源で、やと、と、文書、やと、知つて、水道公社が、あつて居る様には、つておられますが、喜友名の件は、或る可なり、向題が、あつたと、向うに、向うに、補償の向題だ、と、その説明は、つて、しは、つたが、 |
| 村  | 長 | 喜友名が決つて、資金の向題が、あつたが、この文書下り、あつた様には、つて、おませんが、水道公社の方では、普天間から、喜友名を通つて、その検討に、来た、或るとしては、早と、来ると、言つても、知らね、つた。                   |
|    |   | 喜友名との関係は、議會に提案して、あつた、と、つて、おられますが、持済の結果を、報告致します。   |
|    |   | 八月八日に、村長、助教、課長三名、喜友名を、訪問して、部落幹部の方と、懇談會を行つた、と、つて、先づ、役員會に、於て  |

宜野湾村役所



|   |  |
|---|--|
| 村 | 水は送るも良しが向頼は補償の類の向頼だから村は早く  |
| 村 | 事業計画を進めて補償額を求めた(呉れ)と言った(と付役  |
| 村 | 員会の意見でその部落決の意見ではわかつたと言う(と付役  |
| 村 | してビツクリした。全部部落決の意向を早く知らして呉れと帰った。  |
| 村 | 六月二日、区長議員部落決の意向が来た分り(と付役)認可  |
| 村 | 申請を待つ様にとの連絡があった。   |
| 村 | 而し村にても急を要する(と付役)を待たせ(と付役)出来ぬ(と付役)若しどうして  |
| 村 | も待たせれば不可能(と付役)地元議員から動議(と付役)とて決議(と付役)   |
| 村 | う(と付役)様(と付役)と言った。  |
| 村 | 六月二日、喜友名区長より部落決決議報告書を受け(と付役)が、   |
| 村 | その内容が明確にキヤツキ出来(と付役)下(と付役)議会終了後説明を要   |
| 村 | す(と付役)予定であった。  |
| 村 | 七月一日、喜友名区長、瑞慶見兄弟書記、大澤木越代外教   |
| 村 | 名役所に来訪、報告書の説明を求めたが、不要領(と付役)下(と付役)  |
| 村 | 地に出張する(と付役)に、関係課長と助役に良く話を聞(と付役)て(と付役)  |
| 村 | 様に頼んで行(と付役)った。その結果は左の通り報告を受けた。   |
| 村 | 部落決決議はもう動(と付役)の(と付役)せ(と付役)ら(と付役)り(と付役)下(と付役)り(と付役)ら(と付役)く(と付役)持(と付役)来(と付役)り(と付役)如何に振   |
| 村 | つ(と付役)は(と付役)変(と付役)更(と付役)り(と付役)得(と付役)る(と付役)と言(と付役)は(と付役)れた(と付役)と。   |
| 村 | 七月二日、喜友名区長役所来訪、喜友名区長が水道反   |
| 村 | 対でドラナル(と付役)か(と付役)み(と付役)な(と付役)ら(と付役)り(と付役)調(と付役)査(と付役)し(と付役)て(と付役)呉(と付役)れ(と付役)と(と付役)言(と付役)つ(と付役)て(と付役)政(と付役)策(と付役)案(と付役)か(と付役)ら(と付役)う |
| 村 | 来(と付役)り(と付役)居(と付役)る(と付役)が(と付役)村(と付役)長(と付役)は(と付役)頼(と付役)ん(と付役)だ(と付役)か(と付役)と(と付役)尋(と付役)ね(と付役)た(と付役)。                                    |
| 村 | 七月六日、新選課長の挨拶を兼ねて、話し合(と付役)の(と付役)余(と付役)務(と付役)が(と付役)あ(と付役)る(と付役)が(と付役)  |

宜野湾村役所

否を確めるとすれば、その方法如何にすれば良きかを話し  
 合に求めた。大抵の向題でござる下、区長一存で的確答は出  
 来ぬと思ふが、貴殿の私見として伺ひ度い。  
 一人では即ち合出来ぬからと言つて、瑞慶庵に呼んで来し  
 れた。同様に對しても同様の説明をしたら、字に二三水道向題  
 を進めると、實として之を若拉出来てゐるから、皆さへに話つて  
 後日又話し合ひの機會を持つてとせ約した。  
 之れ當局の希望として、部落長に對して直接交渉する  
 ことは困難であり、又合任成を一新に集めて、演習會の  
 様に行き、單用地内の水も使用をめぐつて、トラスルでも起  
 した様に説明すれば、かまへ危険でござる下、或可く代表  
 者を話し合ひ出来る様にせり、度いと求むて歸つた。  
 七月七日、喜友名來訪、喜友名では亦も部長の決議を讓步  
 するとは出来ぬと言ひますから、来て良く話して下さると  
 言ひ、八月八日の話し合ひの打合せを持つて居る。  
 七月、八月、部落長の決議以外に讓步出来るものは、決議通り  
 へらければ、水はそれ、と言ふことか。  
 懇談會、村当局の申し上げ次第で、村の浄水道事業  
 に對する協力的な支持の伺ふことが出来るか。  
 △新設村の喜友名の予解をむに、設計を變更しなすか。  
 △新設村の喜友名の許可らしに測量や水質検査をしなすか。  
 △村が喜友名の項目(部落長の決議)を受け入れなすか。

宜野灣村役所

奉りければ、話には決裂である。  
 △喜友名氏の補償金に依りて水を送らせり良しと言ふ  
 事であれば、村々その類を算定し喜友名ともよく話し  
 合せて、議會に提案し度と思ふ。これは出来ぬ人々を要す  
 て来し。  
 △若し部落及び決裂した通りではければ、水を送る事がある  
 来りしと言ふことであれば、已長より書面を報告して下工  
 の様、已長に頼んだ。  
 香那常と御若常はそれらに同情がある。  
 香那常の場合に於いて、あれりり自落満々で言っておくが、  
 初は念を置いて言つたが、喜友名がその人の話であつたから、  
 又水道公社より料金は安いと云ふことでありました。どうしてか。  
 経済課長 水道関係はついで、初めから報告申し上げよう。  
 水道問題に於いては、四半米からの問題で、村長が代りも是  
 理に於いてどうも、理村長に於いては、水道事業を進んで  
 行つて下、喜友名と話をどうするか、やうことは、ついでに世論  
 である。又体的には、米と出さなければならぬ。八項目の持米  
 を出した。後で奉りすまふりと、議會は喜友名に同時に研究を  
 村長議長課長米村長喜友名の幹部を八名位集つた。  
 喜友名の要望として、水利に優先的に喜友名が確保、需要を  
 満たす施設は村長喜友名として、喜友名の施設は、先上げは不可  
 喜友名の要望として、喜友名の上げた水を買つて、米はどうか。

宜野湾村役所

その施設を村が買ひ上げるといふと、喜友名の補助は又政府に  
 反還せしめられと言ふ政府の見解であり、  
 又三原地と言ふことは考へられぬ、喜友名に幾ら補償  
 をすれば良し、今の額を減らすことは出来ぬ、  
 水道事業の安定性を考へて補償すべきだと、  
 我々としてはその言ふ面から喜友名と向張は明かると言  
 ふことで、又村としては設計も長期にかかると、村長初と  
 一請に政府に技術者も斡旋して呉れと、その結果政府の高  
 原以と喜友名の水源地を見て廻った。  
 高原以は現在の喜友名の貯水池に代れて給水したとて、その水  
 源では一人は大丈夫だと言つておつた。  
 今の清水地では谷域には不可能で、野高の高合以外にはないので、  
 将来ともくろむを強さぬといふ呉が、谷域に對する給水の対照に  
 将来とも施設の重複等のかんがへて進めたい。  
 今も英日議會に報告した、喜友名も八項目を承け、村長  
 は度々會を持つ様にと進んだ、それは九月四日に説明に行つた。  
 我々としては設計は着手したので、一月六日には、我々としては  
 作業の邪魔が入らぬかと、予想をして、村長、議長、政  
 村、喜友名、三名で政府に行き、水道公社との関係も聞かされた。  
 水道公社は利のありで、我々としては、言さばい、話  
 又政府に對し、自己水源に對して、話と答つたが、政府としては補助  
 もくろんで、我々としては、水道公社があつても支障はなしとの

宜野灣村役所

こと(五)又、水長の苦感(六)諸  
 水道事業の認可を早く受けてと困り、認可を受けるとは、  
 ぐに灯しては、補助を早く受けてと困り、認可を受けるとは、  
 本格的に計画をやると水道関係が違ってくるので、議会にそ  
 り議決を急ぐに決りです。  
 喜喜名の向題については、然らぬ補償をするかの向題でありました。  
 △四月五日には、伊班長の役員幹部から村の水道施設及び  
 視察に行きまして、私も一諸に行き、どうやらおまか調べる  
 来て、喜喜名と補償向題を解決し様と思っておつた。  
 △四月九日には、喜喜名に来て、呉れと、村長、助役、村長を  
 議会の構想を話した。  
 喜喜名と云は、村は河川と持来たままが、補償も決らばりてど  
 うも補償がと云う意見もありました。  
 補償額は一、二議会で決めることは出来ないので、又法的に  
 決まらば、出来たか向題で、貴方々とと、村に幾ら補償  
 せよと受けし申請書には、是れと申して、  
 又法的に、明かしく、補償向題、申すた方が、後でせうと  
 △四月五日、村長、議長、村長三人で、法務院に是非水道事業の  
 早算の補助をやつて、おらう様にと、話した。話し者は、前草  
 及、設計をせよと持つて行った。  
 △五月七日、三水が、後水道事業、計画に着手し、取付  
 △五月二十七日は、内容、起債事業、計画、行政課に

宜野湾村役所

|    |      |  |
|----|------|--|
|    |      | <p>         河川の行政課の見解としては、既述のことでした。<br/>         △六月廿五日 議会が招きよるため、最初には審議願うた。<br/>         △六月廿七日 日本委員会が喜多名より問題で入った。喜多名と<br/>         しては河政村一帯にたいしては、不満をおこす様うでした。<br/>         △六月廿八日 村が送られて、事業の説明を求め、村長助役<br/>         招きよる。行政課が喜多名の状況は、感情的なほうで、おた。この<br/>         村に水を上げると、言ふことは、決まらぬ。水もやるとは<br/>         河川を受けとる。給金を早く分けて、決りてもらひたいと言ふた。<br/>         △六月廿九日 日全議員が請願を法務へ請願に行く。<br/>         △六月廿九日 日全議員が七月三日に水道会社の理事委員会が、おまかり<br/>         説明を求めた。       </p> |
|    |      | <p>         又桑江の着せられ、喜多名と、向題を桑江に別統<br/>         ぐと、喜多名に、村長を、喜多名に行つた。<br/>         以上の頼り、喜多名と、持渡り結果でありませぬ。       </p>   |
| 一五 | 番    | <p>         草と給水を、うとうと言ふ。念願を、議決の場合に、位<br/>         位は、喜多名と言ふ。話して、おまかりませぬ。       </p>   |
|    | 経済課長 | <p>         喜多名と言ふ。話して、おまかりませぬ。減價の向題は、解決<br/>         した。       </p>   |
| 一五 | 番    | <p>         喜多名と言ふ。話して、おまかりませぬ。       </p>   |
|    | 村長   | <p>         やりた。おまかりませぬ。       </p>  |
|    | 村    | <p>         西東を、検査した。おまかりませぬ。       </p>   |
| 一五 | 番    | <p>         喜多名と言ふ。話して、おまかりませぬ。       </p>   |
|    | 村    | <p>         喜多名と言ふ。話して、おまかりませぬ。       </p>   |

宜野湾村役所







|   |   |
|---|---|
|   | 訂議よりなされています。井口社とては、一応は自己水療で水道公団の水も米でも水道公社より給水も米でもと思っております。役員は致しませぬ。 |
| 議 | 長 外に受けた御意見は見たりませぬが、   |
|   | 要議はしと呼ぶか否かあり  |
| 議 | 長 御異議が有らうと認め、諮問第一号の各項の同意と目下   |
|   | 推定用として良しとせんが、   |
|   | 全資の賛成   |
| 議 | 長 御異議が有らうと認め、諮問第一号の各項の同意と目下   |
|   | 諮問の通り可決是致す  |
|   | 休憩致しませぬ (午後二時五分)  |
|   | 再開致しませぬ (午後三時三十分)   |
|   | 十一番議員退場す  |
|   | 日極第一決議第七号議員の本上水遣決議案の提致す   |
|   | 書記として朗読せしめませぬ   |
|   | 提案者の説明を願ひませぬ。   |
| 議 | 長 我々議員と致しましては、本上の優待は市中町村と同様にして研定                                    |
|   | した。今更に同様に不可能でありませぬ。三回に渡って行なは  |
|   | ざる事、範圍内で場所日時等を皆様で審議をせまりたい。  |
| 議 | 長 休憩致しませぬ (午後三時四十分)   |
|   | 再開致しませぬ (午後四時)  |
| 議 | 長 打合せ致します。是期四時に引きお断りします。また審議する                                      |







|             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           | 議           | 番           |
| 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 | 議<br>議<br>議 | 番<br>番<br>番 |
| 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           |
| 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           |
| 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           | 議           |

宜野湾村役所

|  |  |   |   |  |  |   |                  |                      |                       |                      |
|--|--|---|---|--|--|---|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|
| <p>議<br/>審<br/>現議長を以て人々を裏で言ふ事セ言々すると言ふ二<br/>とは、どうかと思ふ又審判者とは誰を指して居らうか。</p> | <p>議<br/>長<br/>及論を著してあり、それがそれは村役の権限に属する下で控<br/>せられてあります。</p> | <p>審<br/>判<br/>長<br/>我々は、確たる根拠に議決した。議會の出した多明文を故意に<br/>南進して、後を諒ひ水を出さねば出来ぬ状態に陥つておる。</p> | <p>審<br/>判<br/>長<br/>會更持を逆す様は、どうもどうかと思ひます。一応これ下<br/>之打切の位と思つます。</p> | <p>議<br/>長<br/>これ、第四臨時會の最終日の日程は全部終了致しました。<br/>會期中各法におかしたは、慎重なる審議せしめ、誠にあり<br/>かたうかがひます。</p> | <p>審<br/>判<br/>長<br/>おや、持つて、第四日、宜野灣村議會臨時會を閉會致す、<br/>散會(午後九時)</p> | <p>議<br/>長<br/>右會議の次第は書記の記載に依りてあり、その内容が正確で<br/>あることと、証する所の、ここに署名する。</p> | <p>一九五九年七月七日</p> | <p>宜野灣村議會議長 柳 三郎</p> | <p>議事録署名人 知 花 正 吉</p> | <p>議事録署名人 松本 利 宣</p> |
|--|--|---|---|--|--|---|------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|

宜野灣村役所